

## ◇夏服期間中の帽子について（お知らせ）

制帽は年間を通して、登下校時には必ずかぶります。しかし、6月から9月の夏服着用の期間は、日差し対策及び熱中症予防のため、制帽以外の帽子をかぶることも認めることとします。

（※5月は夏服への移行期間です。今月から適用します。）

白川小学校のくらしの中に記載した、上記の内容「夏服期間の制帽以外の帽子」についてお知らせします。連休明けから日差しも強くなってきています。休み時間や外での活動中も帽子をかぶり熱中症対策を行いたいと思います。また、登下校についても、帽子をかぶって登校するよう家庭でもお声かけをお願いします。

本校で検討した結果、夏服の期間中は、制帽のほかに右記の帽子に類似するものも可とします。

例えば、下に示すような帽子が該当しますので、参考にして下さい。必ず帽子には必ず記名をお願いします。このことは夏服移行期間の今月から適用します。

### 【夏服期間の帽子として可とするもの】

- ① つばの広い帽子（キャップ型、麦わら帽子など）
- ② 通気性の良いもの
- ③ 大きな飾りなどがなく、高価なものでないこと
- 洗やすいもの
- 色は自由



後ろに、「タレ」があるものも可とします。  
落下防止のために顎で止まるゴムひもをつけても大丈夫です。